

令和4年9月16日（金）
国土交通省 関東地方整備局
建 政 部

記者発表資料

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、株式会社大貴に対し、宅地建物取引業法に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

建政部	不動産業適正化推進官	たかつ 高津 秀一	（内線6110）
	建設産業第二課長補佐	こんどう 近藤 智之	（内線6652）
電 話	048-601-3151	（代表）	

令和4年9月16日
関東地方整備局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおり株式会社大貴に対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

1 期 日 令和4年9月28日（水）14時00分

2 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館5階 記者会見室

3 被聴聞者 株式会社大貴 代表取締役 関森 雄二

4 予定される不利益処分の内容
宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示

5 不利益処分の原因となる事実の概要

株式会社大貴は、不動産売買契約の売主より依頼を受けて、司法書士会に入会している司法書士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、同社の業務に関し、業として、所有権移転等を登記の目的とする登記申請書を提出するなどして登記申請手続きを代理し、司法書士の業務を行ったことが司法書士法違反として、同社は令和4年7月8日に横浜簡易裁判所から略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、宅地建物取引業法第65条第1項第3号の規定に該当する。

6 そ の 他

(1) 聴聞出席者について

行政手続法（平成5年法律第88号）第21条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。

(2) 傍聴について

新型コロナウイルス感染防止を講じるため、事前予約制とさせていただき、傍聴人数に上限を設けます。

申込み方法は別紙のとおりです。

(3) カメラ撮りは聴聞冒頭（被聴聞者の入室前まで）に限らせていただきます。

傍聴希望申込み手続きについて

傍聴人は20人を予定しており、先着順に受付致します。定員になり次第受付を終了します。

傍聴を希望する方は、9月26日（月）17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、9月27日（火）14時を目途に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の問合せ先までご連絡ください。

【登録・問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課
不動産業第一係

TEL : 048-601-3151 （内線6652）

Eメール : ktr-kensan-mail@mlit.go.jp

※傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録（9月28日聴聞）」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため1社につき1名とさせていただきます。